

## お知らせ

## 20歳になったら国民年金!!

国民年金の制度は、高齢になったとき、病気や事故で障がいが残ったとき、家族の働き手がなくなったときに働いている世代みんなでその人の生活を支えようという考えに基づくものです。

20歳以上60歳未満の方が加入し、保険料を納める仕組みです。20歳になったら、「国民年金加入のお知らせ」が日本年金機構から届きますので、忘れずに保険料を納付しましょう。

また、20歳以上の学生の方は、保険料の納付が猶予される「学生納付猶予制度」があります。

問：町民課 電話：72-7300  
宇和島年金事務所 電話：0895-22-5440

## お知らせ

## 生涯学習講座の開催

- ▶開催日時 1月28日(土) 13:30~15:00
- ▶開催場所 御荘文化センター大研修室
- ▶講座内容 『日本刀入門(日本刀の歴史と科学)』
- ▶講師 渡邊<sup>さとし</sup>聡氏(公益財団法人日本美術刀剣保存協会 刀剣指導員)
- ▶備考 受講には、申し込みが必要です。1月4日(水)以降に、生涯学習課までご連絡ください。

問：生涯学習課 電話：73-1112

## 募集

## 令和5年4月採用の愛南町会計年度任用職員を募集します

- ▶受付期間 12月23日(金)~1月20日(金) 8:30~17:15(土日・祝日を除く)
- ▶試験日時 1月29日(日) 9:00~(予定)
- ▶試験内容 個人面接
- ▶申込期限 1月20日(金)まで

※試験申込書等は役場本庁総務課、各支所で配布するほか、町ホームページや郵便等で請求して入手できます。

募集人数、受験資格等の詳細は町ホームページをご確認ください。



愛南町  
ホーム  
ページ

募集 職種	事務員 (フルタイム)	調理員 (フルタイム)	支援員 (フルタイム)	介護支援専門員 (フルタイム)	保育士または幼稚園教諭 (フルタイムまたはパートタイム)
	用務員 (フルタイム)	教育支援員 (フルタイム)	管理人 (パートタイム)	水泳教室指導員 (フルタイム)	放課後児童クラブ支援員 (パートタイム)

問：総務課 電話：72-1211

## お知らせ

健康診断を受診される方へ  
『あいなんドック』のご紹介

自分の健康を保つため、健康な時にこそ受けてほしい健康診断。町から助成を受けることで愛媛県厚生連健診センターで実施する人間ドックをお得に受診できる『あいなんドック』の受け付けが始まります。

- ▶予約受付期間 1月16日(月)~令和6年2月13日(火)
- ▶健診実施期間 4月5日(水)~令和6年2月29日(木)
- ▶場所 愛媛県厚生連健診センター(愛媛県厚生農業協同組合連合会)  
愛媛県松山市鷹子町533番地1
- ▶対象 愛南町国民健康保険加入者(40歳~74歳)または後期高齢者医療保険加入者
- ▶料金 基本コース：定価40,150円(税込)から愛南町独自割引あり  
基本コース+女性プラン：定価46,200円(税込)から愛南町独自割引あり
- ▶予約先 愛媛県厚生農業協同組合連合会 電話:0120-874-702

問：保健福祉課 電話：72-1212



## 愛南町自転車ヘルメット購入事業補助金

町では、自転車安全利用のために着用するヘルメットの購入に要する経費に対し、補助金を交付します。

### ▶補助対象者

町内に住所を有し、町内の販売業者から自転車ヘルメットを購入した方  
※補助金の交付は使用者1人につき1回限りとします。

### ▶補助金額

ヘルメットの購入価格の2分の1以内で、上限3,000円

### ▶補助金の交付申請方法

次の書類を役場本庁総務課または各支所に提出してください。

- ・愛南町自転車ヘルメット購入事業補助金交付申請書
- ・税等の滞納がない旨の申出書
- ・愛南町自転車ヘルメット購入事業補助金交付請求書
- ・領収書その他の支払が確認できる書類
- ・ヘルメットの保証書その他のSG規格等の安全基準合格が分かるもの

### ▶補助金の交付決定

町で内容を審査し、補助金の交付を決定した場合は申請者に通知します。

### ▶その他

- ・申請書類は役場本庁総務課、各支所で配布しています。窓口で手続きをする場合は、印鑑と振込先の口座が分かるものをご持参ください。
- ・ヘルメットの購入に際し、他の補助(愛南町通学費補助金など)を受けた場合は対象外とします。
- ・予算に限りがありますので、全ての申請に対して補助できない場合があります。



愛南町  
ホーム  
ページ

**問**：総務課 電話：72-1211



## 固定資産税についてお知らせします

### 1.固定資産税について

固定資産税は、毎年1月1日に所有する土地、家屋および償却資産(事業用資産)に対して課税されます。

### 2.償却資産の申告について

償却資産を所有する方は、その所在、種類、数量、取得時期および取得価格などについて町に申告することが義務付けられています。

12月中旬頃、償却資産の所有者宛に申告書類を発送しています。必要事項を記載し、押印の上、役場本庁税務課または各支所まで提出してください。なお、令和4年中に新たに償却資産を取得した方で、申告書類が届かない場合は、税務課資産税係までご連絡ください。

▶提出期限 1月31日(火)

▶提出書類 償却資産申告書・種類別明細書(増加資産・全資産用および減少資産)

### 3.こんなときにはお知らせください

- 土地の利用状況を変更したとき
- 家屋を新築・増築したとき
- 家屋を取り壊したとき
- 家屋の構造および用途を変更したとき  
(例) 今まで店舗として営業していた家屋を、リフォームして住宅として利用するようになったとき
- 売買、相続、贈与などにより登記されていない家屋の所有者を変更したとき

**問**：税務課 電話：72-7301



## 令和5年度確定申告・町県民税の申告期間は 2月16日(木)～3月15日(水)です

令和5年度町県民税の申告書(令和4年中の収入状況等)の受け付けを次の日程で行います。日時や場所等を確認の上、申告を行ってください。

### ▶持参物

所得の計算に必要な書類(源泉徴収票等)、生命保険料および地震・損害保険料等の支払証明書、医療費控除に係る明細書等、マイナンバーと本人確認ができる書類(マイナンバーカードあるいは通知カードと運転免許証等)

※申告日、時間、場所をよくお確かめの上お越しください(前年とは変更になっている箇所があります)。

なお、申告日当日にお越しになれない方は、2月16日(木)～3月15日(水)(土日・祝日を除く)に役場本庁1階税務課で8:30～17:15まで申告相談を行っています(事前連絡で19:00まで相談可)。

※上記期間中は所得税の確定申告も可能です。

上記期間外の所得税の確定申告書は自分で記入して税務署に郵送するか、宇和島税務署で申告してください。

**問：税務課 電話：72-7301**

### 【御荘地域】

日時	地区名	時間	場所
2月27日(月)	菊川・平山	9:30-15:00	御荘菊川農村研修センター
2月28日(火)	深泥・防城成川 赤水・高畑	9:30-15:00	赤水コミュニティセンター
3月 1日(水)	尻貝・奥の谷・中の谷 高手・灘前・左右水 猿鳴	9:30-15:00	中浦漁村振興センター
3月 9日(木)	長洲・長崎・本町 寺新町・栄町・上町・ 馬場・和口・長月	9:00-16:00	御荘文化センター 2階大研修室
3月10日(金)	貝塚・八幡野 上永ノ岡・下永ノ岡 節崎・馬瀬	9:00-16:00	御荘文化センター 2階大研修室

### 【城辺地域】

日時	地区名	時間	場所
2月16日(木)	僧都・山出	9:30-12:00	僧都ふれあい交流館
	緑	13:00-16:00	緑基幹集落センター
2月17日(金)	深浦・鮪越 古月	9:30-12:00	深浦公民館
2月20日(月)	日土・大寿浦・真浦 西真浦・新浦	9:30-15:00	久良ふるさとセンター
2月21日(火)	脇本・中玉 大浜・柿ノ浦 敦盛・岩水・垣内	9:30-15:00	東海公民館
3月 6日(月)	中町・後 清水・沖・松本 久保・鳥越・中原	9:00-16:00	役場本庁1階 町民サロン
3月 7日(火)	太場・豊田・神越 中の谷・鼻・下長野 石井手	9:00-16:00	役場本庁1階 町民サロン
3月 8日(水)	伊勢町・矢の町 北裡・土居 三島団地・蓮乗寺	9:00-16:00	役場本庁1階 町民サロン

### 【内海地域】

日時	地区名	時間	場所
2月22日(水)	須ノ川・柏崎・柏	10:00-15:00	DE・あ・い・21 2階クラブハウス
2月24日(金)	網代・魚神山	10:00-11:30	魚神山分館
	油袋・家串・平落	13:30-15:30	家串公民館

### 【西海地域】

日時	地区名	時間	場所
2月20日(月)	福浦	9:30-15:00	福浦公民館
2月22日(水)	船越・久家・下久家	9:30-15:00	役場西海支所 2階大会議室
2月24日(金)	越田・弓立	10:00-12:00	越田集会所
	小浦・榎月	13:00-14:30	榎月集会所
3月 2日(木)	麦ヶ浦	10:00-12:00	麦ヶ浦集会所
	武者泊	13:00-15:00	武者泊集会所
3月 3日(金)	樽見・大成川・小成川	9:30-11:00	大成川集会所
	外泊・中泊	12:30-14:00	中泊集会所
	内泊	14:30-16:00	内泊集会所

### 【一本松地域】

日時	地区名	時間	場所
2月21日(火)	東一・東二・西一・西二	9:30-12:00	東海公民館
	坪浜・西組	13:00-15:00	
2月28日(火)	八人組・東中屋・西中屋 東中組・中組・西中組 内尾串1～3・広岡	9:30-11:30	増田コミュニ ティセンター
	大又・影平・名本 奈呂・光野・茶堂	13:30-15:30	中川コミュニ ティセンター
3月 1日(水)	下一・下二・徳田・宮川 本村・御在所 大駄場・太田	9:30-12:00	正木集会所
	東小山 本村一・本村二	13:00-16:00	小山本村集会所
3月 2日(木)	亀之串・弓張・古宅 駄場・岡駄場・名路 向山・久保江	9:30-16:00	役場一本松支所 1階会議室
3月 3日(金)	平畑・中串・坂石・新田 東部一・東部二 南部・西部・北部	9:30-16:00	役場一本松支所 1階会議室

# 申告フローチャート



以下の表を参考に、ご自身が申告を行う必要があるかご確認ください。  
 ※確定申告する場合、住民税申告は必要ありません。

問：税務課 電話：72-7301

## START

令和5年1月1日に愛南町に住んでいた。

いいえ

令和5年1月1日に住んでいた市区町村に確認してください。

はい

昨年中にどのような収入がありましたか？

**収入なし**  
 または  
**非課税となる収入のみ ※1**

- ・町内在住の親族の税制上の扶養となっている
- ・誰の扶養にもなっていない
- ・町外在住の親族の税制上の扶養になっている

申告不要 ※2

町県民税申告

主に  
**年金収入**



- ・年金収入のみで、申告する控除がない
- ・年金収入があり、年金以外の所得(20万円以下)がある
- ・社会保険料、生命保険料、医療費控除等の控除を追加、変更する(所得税が源泉徴収されていない)
- ・社会保険料、生命保険料、医療費控除等の控除を追加、変更する(所得税が源泉徴収されている)
- ・年金収入が400万円を超えている
- ・年金収入以外の所得が20万円以上ある

申告不要

町県民税申告

確定申告

確定申告

主に  
**給与収入**



- ・年末調整済の給与(1カ所)のみ
- ・給与収入があり、給与以外の所得が20万円以下
- ・給与収入が2,000万円を超えている
- ・社会保険料、生命保険料、医療費控除などの控除を追加、変更をする
- ・2カ所以上からの給料がある
- ・給与以外の所得が20万円を超えている
- ・年末調整をしていない

申告不要

町県民税申告

確定申告

**下記の所得**

- ・営業、農業・不動産・一時
- ・利子、配当・譲渡・雑

・所得金額より控除金額の方が多い(所得税が課税されない)

町県民税申告

・所得金額より控除金額の方が少ない(所得税が課税される)

確定申告

※1 非課税収入には、遺族年金、障害年金、失業給付金などがあります。

※2 税証明書を取得するときや、行政サービスを受けるときに申告が必要な場合があります。

## お知らせ

## 新春プレミアム商品券を配布します

町では、低迷する地元消費を下支えし、地域経済の活性化を図るため、愛媛県と連携して2万円分の新春プレミアム商品券を配布します。

## ▶配布対象世帯

令和4年9月30日において愛南町内に住所を有し、同年11月30日にも引き続き住所を有する世帯が対象です。

なお、国が支援する「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の支給対象者（令和4年度分の町民税均等割非課税世帯等）には配布されません。あらかじめご了承ください。

## ▶配布時期

1月6日(金)~14日(土)の間にゆうパックでお届けします。

新春プレミアム商品券は使用期間が**1カ月**しかないけん、**届いたらすぐ**使ってほしいなーし!



愛媛県・愛南町連携事業 地域経済活性化

**2023 新春プレミアム商品券**

令和5年 1月15日(日)~2月15日(水)  
1冊20,000円分 500円×40枚

お年玉

愛媛県・愛南町連携事業 地域経済活性化 No.000001-01

2023 新春プレミアム商品券 見本

共通券

¥500

有効期間:2023年1月15日~2023年2月15日

すべての取扱店で、使用できます。

愛媛県・愛南町連携事業 地域経済活性化 No.000001-29

2023 新春プレミアム商品券 見本

地域券

¥500

有効期間:2023年1月15日~2023年2月15日

大手スーパー、ドラッグストア、ホームセンター以外で使用可。

**共通券** 28枚(すべての取扱店で使用可)

**地域券** 12枚(大手のスーパー、ドラッグストア、ホームセンター以外で使用可)

問：商工観光課 電話：72-7315

## お知らせ

## 血圧記録手帳の配布

血圧とは、血管の中にかかる圧力のことです。血圧にもさまざまなタイプがあり、家庭で血圧を測ることで、普段の血圧の状態を正確に知ることができます。測定した数値は記録して、主治医に見てもらいましょう。主治医がお薬の種類や量を変えるための大切な判断材料になります。

血圧記録手帳が必要な方は、城辺保健福祉センターにお問い合わせください。

問：城辺保健福祉センター 電話：73-7400



募集

「生活サポーター養成講習」受講者を募集します

町が実施する介護予防・日常生活支援総合事業で支援の必要な高齢者に対する生活援助（調理・掃除等の家事援助）に従事していただく生活サポーターを養成する講習（愛南町基準緩和訪問型サービス従事者研修）を開催します。

※講習を受講された方は、町指定の事業所に所属した上で、訪問型サービスの新たな担い手として、生活援助のサービスに従事していただくことができます。

▶日時 2月2日(木) 9:30~17:30

▶場所 役場本庁3階 第2会議室

▶対象者

1. 生活サポーターとして従事する意欲のある方のうち訪問介護員等の資格を有しない方（ただし、町の指定を受けた訪問型サービス事業所に所属または、所属予定の方）
2. 介護に興味のある町民の方

▶内容 講話および演習

1. 介護保険制度・総合事業について
2. 高齢者の心身の特徴と暮らし
3. 認知症の理解と対応
4. 生活援助の実際
5. 利用者への接し方（職業倫理・コミュニケーション等）

▶申込締切日 1月20日(金)

▶申込先 役場本庁高齢者支援課

（ただし、町指定訪問型サービス事業所に所属する（または所属予定の）方は、その事業所）



愛南町  
ホーム  
ページ

問：高齢者支援課 電話：72-7325

お知らせ

「三ない運動」をご存じですか？

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも、公職選挙法により禁止されています。きれいな政治、お金のかからない政治の実現、選挙の公正の確保を目指すのが「三ない運動」（贈らない・求めない・受け取らない）です。

一人ひとりが寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

【平時より禁止されるもの】

- 政治家の寄附の禁止
- 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止
- 政治家の関係団体の寄附の禁止
- 政治家の後援団体の寄附の禁止

【選挙に関して行うことが禁止されるもの】

- 政治家の氏名等を冠した団体の寄附の禁止
- 請負等の契約の当事者の寄附の禁止



総務省  
ホーム  
ページ

**政治家の寄附禁止の対象例**

	
落成式・開店祝などの祝花、葬儀の供花、病氣見舞いなど	お歳暮・お年賀など
	
結婚祝、香典、卒業祝、入学祝など	お祭りへの寄附・差し入れ、町内会の集会・旅行などの催物への寸志・飲食物の差し入れ

広報誌「総務省」（2022年12月号）より

問：選挙管理委員会 電話：72-1211